

## 福岡県よさこい連絡協議会会則

### (名称)

第1条 本会は、福岡県よさこい連絡協議会（通称：福よ連）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、よさこい等に関する祭り・イベント並びにチームの運営に関することについて、情報の共有を図り、各実行委員会やチーム間の調整を行い、それぞれの抱える課題等について協議し、相互支援を行っていくことを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 福岡県内のよさこい等に関する祭り・イベントの連絡調整に関すること。
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事業の実施に関すること。

### (会員)

第4条 本会は、本会の前条の目的に賛同する団体をもって組織する。

2 本会は福岡県内を4つのブロックに分ける。

北九州・筑豊（北九州市・宗像市・田川市・直方市・飯塚市・福津市・他）

福岡（福岡市・古賀市・糸島市・春日市・那珂川町・大野城市・太宰府市・筑紫野市・他）

粕屋（粕屋町・他）

筑後（久留米市・小郡市・朝倉市・うきは市・筑後市・柳川市・大川市・他）

### (役員)

第5条 本会を運営するために次の役員を置く。

- |           |      |
|-----------|------|
| (1) 会長    | 1名   |
| (2) 副会長   | 4名以内 |
| (3) ブロック長 | 4名以内 |
| (4) 事務局長  | 1名   |

### (役員を選出)

第6条 会長、副会長、事務局長は、役員会においてこれを選出する。

2 ブロック長は、各ブロックにおいてこれを選出する。

### (役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、これを代理する。

3 ブロック長は、各ブロックを代表し、必要事項を審議する。

4 事務局長は、本会の事務を処理する。

### (役員任期)

第8条 本会の役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。補欠によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(その他の役職)

第9条 本会に顧問及び相談役を置く。尚、任期は2年とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、会長が招集して議長となる。

(定足数)

第11条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。但し、出席のできない構成員については、本人の委任をもって出席にかえることができるものとする。

(表決)

第12条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(総会)

第13条 総会は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第14条 役員会は、役員をもって組織し、会長が必要と認めたときは、これを開催する。

(総会の付議事項)

第15条 総会の決議すべき事項は、次ぎのとおりとする。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 会則の変更
- (3) 役員承諾及び解任
- (4) その他、本会の運営に関する重要な事項で会長が必要と認めた事項

(役員会の付議事項)

第16条 役員会の決議すべき事項は、次ぎのとおりとする。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会付議事項のうち緊急等やむを得ない理由により、会長が認めた事項
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

(事務局)

第17条 本会の事務局を福岡市中央区舞鶴1-6-2 ウェストヒルズ天神701に置く。

平成22年5月8日制定  
平成23年2月27日改定  
平成24年2月1日改定  
平成30年1月28日改定  
令和2年1月25日改定